

令和 6 年 7 月 1 7 日（水）開催  
（202 4 年）

# 市税審議会資料



## 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の見直し案件について(案)

### 1 概要

令和6年度税制改正において、現在わがまち特例の対象としている特定バイオマス発電設備の一部について、参酌基準の見直しが行われ、その適用期限が2年延長されました。

つきましては、本市市税条例で定める特例割合を参酌基準の6/7とすることについて諮問するものです。

### 2 対象税目

償却資産に係る固定資産税

### 3 特例措置の内容

#### (1) 対象者

特定バイオマス発電設備の所有者

#### (2) 対象となる資産

特定バイオマス発電設備のうち、1万kW以上2万kW未満の発電設備で、木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備

#### (3) 資産の取得期間

令和6年(2024年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

#### (4) 特例の適用期間

新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間

### 4 特例割合

(1) 国が示す特例割合の範囲 11/14(最小)～6/7(参酌割合)～13/14(最大)

(2) 本市が市税条例で定める特例割合 6/7(参酌割合)

### 5 参考資料

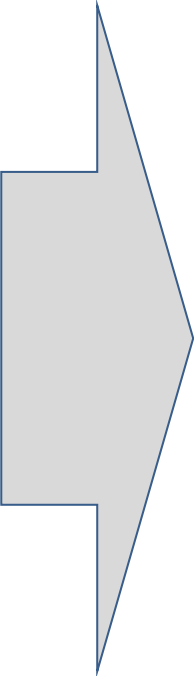
別紙 特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例に関する改正内容



令和6年（2024年）7月17日  
市 税 審 議 会 資 料  
税 務 部 資 産 税 課

特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例に関する改正内容

| 改 正 前       |                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------|
| 条 文         | 地方税法附則第15条第25項第1号二                               |
| 対 象 資 産     | 特定バイオマス発電設備のうち、1万kW以上2万kW未満の発電設備                 |
| 資 産 取 得 期 間 | R2. 4. 1～R6. 3. 31                               |
| 特 例 適 用 期 間 | 新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間                       |
| 国が示す特例割合の範囲 | 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下<br>【3/6 — 4/6（参酌基準） - 5/6】 |
| 本 市 特 例 割 合 | 3分の2                                             |
| 備 考         | 特例適用資産該当なし                                       |



※改正により2つの項目に分かれる

| 改 正 後       |                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 条 文         | 地方税法附則第15条第25項第1号二                                               |
| 対 象 資 産     | 特定バイオマス発電設備のうち、1万kW以上2万kW未満の発電設備<br>※地方税法附則第15条第25項第2号に該当するものを除く |
| 資 産 取 得 期 間 | R6. 4. 1～R8. 3. 31                                               |
| 特 例 適 用 期 間 | 新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間                                       |
| 国が示す特例割合の範囲 | 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下<br>【3/6 — 4/6（参酌基準） - 5/6】                 |
| 本 市 特 例 割 合 | 3分の2                                                             |
| 備 考         |                                                                  |

|                             |                                                                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 条 文                         | 地方税法附則第15条第25項第2号                                                                 |
| 対 象 資 産                     | 特定バイオマス発電設備のうち、1万kW以上2万kW未満の発電設備で、木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備 |
| 資 産 取 得 期 間                 | R6. 4. 1～R8. 3. 31                                                                |
| 特 例 適 用 期 間                 | 新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間                                                        |
| 国が示す特例割合の範囲                 | 7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下<br>【11/14 — 12/14（参酌基準） 13/14】                          |
| 本 市 特 例 割 合<br>（採用しようとする割合） | （7分の6）                                                                            |
| 備 考                         |                                                                                   |



## 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の拡充について（案）

### 1 概要

令和2年の都市再生特別措置法の改正により、官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、市町村による公共施設の整備・管理と一体となって、土地所有者等が交流・滞在空間を創出する一体型滞在快適性等向上事業の制度が創設され、令和2年度税制改正により、同事業により整備された固定資産に対する固定資産税・都市計画税の特例が措置されました。令和6年度税制改正において、特例適用期限が令和8年3月31日まで延長されるとともに、特例割合について1/2であったところ、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が導入されました。

つきましては、本市市税条例で定める特例割合を参酌割合の1/2とすることについて諮問するものです。

### 2 対象税目

固定資産税及び都市計画税

### 3 特例措置の内容

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、市町村による公共施設の整備等と一体的に、民間事業者（土地所有者等）が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に特例の措置を講じます。

#### (1) 民地のオープンスペース化に係る課税の特例

オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）について、課税標準を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合とします（参酌割合：1/2）。

#### (2) 建物低層部のオープン化に係る固定資産

低層部の階を改修し、オープン化した家屋（カフェ、休憩所等）の不特定多数の者が自由に交流・滞在できる部分について、課税標準を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合とします（参酌割合：1/2）。

### 4 特例割合

(1) 国が示す特例割合の範囲 1/3（最小）～1/2（参酌割合）～2/3（最大）

(2) 本市が市税条例で定める特例割合 1/2（参酌割合）





## 【一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォーカブル事業）】

## 事業のイメージ

○市町村実施事業（官）

官



○一体的に実施する一体型滞在快適性事業（民）

民

官

## ＜市町村実施事業（例）＞

- ・車道の一部広場化（歩行者空間の充実）
- ・道路のカラー舗装等によるまち歩き
- ・都市公園におけるまち歩きルートの整備
- ・河川・水辺空間における広場の整備
- ・市有地の広場化

など

民

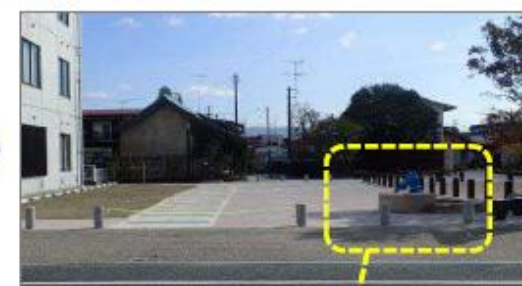
## ＜一体型滞在快適性等向上事業（例）＞

- ・民地の広場化
- ・民地の広場化建物低層部のガラス張り化
- ・店舗軒先を休憩スペースとして開放

など

＜具体事例＞ 福島県須賀川市 ； 事業年度 平成30年度～令和2年度

○空地となっていた民有地を、高質な歩行・滞在空間として整備しオープンスペース化



○地域交流センターと一体的な活用が可能

○人々の交流・滞在空間として活用  
（防災時には、井戸を生活用水として活用）

「ウォーカブル推進税制について 国土交通省」資料より抜粋

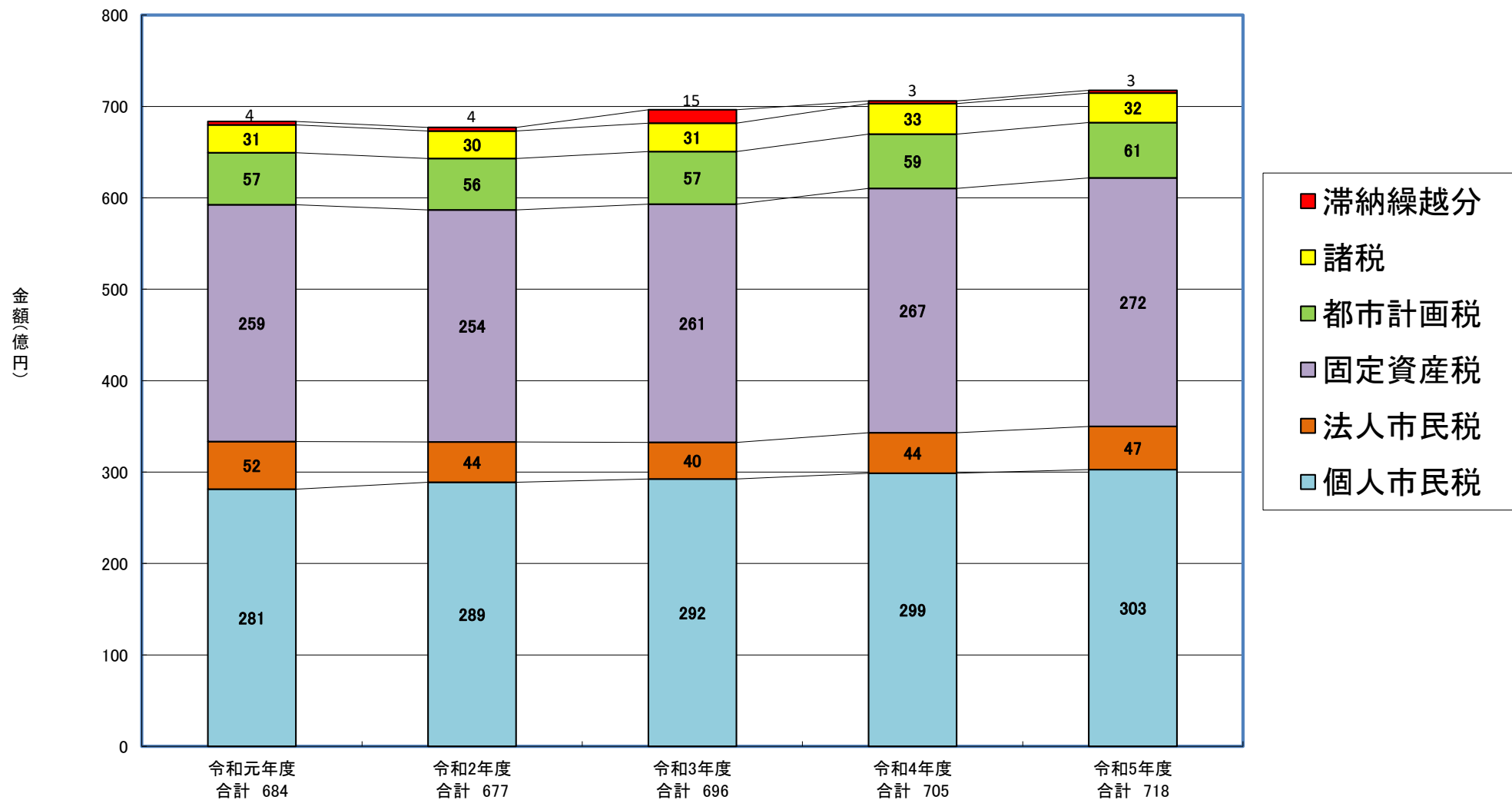
# 令和5年度(2023年度)市税収入状況一覧表

(単位:千円・%)

(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク)

| 区 分 |                       |           | 令和4年度(2022年度) |            |            | 令和5年度(2023年度) |            |            | 差引額        | 増減率         |         |        |
|-----|-----------------------|-----------|---------------|------------|------------|---------------|------------|------------|------------|-------------|---------|--------|
|     |                       |           | 調定額           | 決算額        | 収入率        | 調定額           | 決算見込額      | 収入率        | (オ)－(イ)    | (キ)/(イ)*100 |         |        |
| 1   | 現<br>年<br>課<br>税<br>分 | 市 民 税     |               | 34,507,137 | 34,308,126 | 99.4          | 35,179,263 | 34,992,780 | 99.5       | 684,654     | 2.00    |        |
| 2   |                       | 個人市民税     |               | 30,060,108 | 29,868,161 | 99.4          | 30,457,708 | 30,279,725 | 99.4       | 411,564     | 1.38    |        |
| 3   |                       | 法人市民税     |               | 4,447,029  | 4,439,965  | 99.8          | 4,721,555  | 4,713,055  | 99.8       | 273,090     | 6.15    |        |
| 4   |                       | 固 定 資 産 税 |               | 26,807,362 | 26,721,495 | 99.7          | 27,259,725 | 27,192,407 | 99.8       | 470,912     | 1.76    |        |
| 5   |                       |           | 純固定資産税        |            | 26,226,037 | 26,140,170    | 99.7       | 26,671,740 | 26,604,422 | 99.7        | 464,252 | 1.78   |
| 6   |                       |           |               | 土地         | 9,744,773  | 9,709,098     | 99.6       | 9,856,059  | 9,828,631  | 99.7        | 119,533 | 1.23   |
| 7   |                       |           |               | 家屋         | 13,574,907 | 13,525,103    | 99.6       | 13,853,144 | 13,814,017 | 99.7        | 288,914 | 2.14   |
| 8   |                       |           |               | 償却資産       | 2,906,357  | 2,905,969     | 99.9       | 2,962,537  | 2,961,774  | 99.9        | 55,805  | 1.92   |
| 9   |                       |           | 交付金等          |            | 581,325    | 581,325       | 100.0      | 587,985    | 587,985    | 100.0       | 6,660   | 1.15   |
| 10  |                       | 軽 自 動 車 税 |               | 310,533    | 304,208    | 98.0          | 316,050    | 310,819    | 98.3       | 6,611       | 2.17    |        |
| 11  |                       |           | 種別割           |            | 290,745    | 284,420       | 97.8       | 297,783    | 292,552    | 98.2        | 8,132   | 2.86   |
| 12  |                       |           | 環境性能割         |            | 19,788     | 19,788        | 100.0      | 18,267     | 18,267     | 100.0       | ▲ 1,521 | ▲ 7.69 |
| 13  |                       | 市 た ば こ 税 |               | 1,863,215  | 1,863,215  | 100.0         | 1,834,499  | 1,834,499  | 100.0      | ▲ 28,716    | ▲ 1.54  |        |
| 14  |                       | 入 湯 税     |               | 16,875     | 16,875     | 100.0         | 18,416     | 18,416     | 100.0      | 1,541       | 9.13    |        |
| 15  |                       | 事 業 所 税   |               | 1,059,850  | 1,057,728  | 99.8          | 1,061,154  | 1,059,614  | 99.9       | 1,886       | 0.18    |        |
| 16  |                       | 都 市 計 画 税 |               | 5,965,829  | 5,943,907  | 99.6          | 6,074,567  | 6,057,307  | 99.7       | 113,400     | 1.91    |        |
| 17  | 小 計                   |           | 70,530,801    | 70,215,554 | 99.55      | 71,743,674    | 71,465,842 | 99.61      | 1,250,288  | 1.78        |         |        |
| 18  | 滞 納 繰 越 分             |           | 789,113       | 299,480    | 37.95      | 747,166       | 300,568    | 40.23      | 1,088      | 0.36        |         |        |
| 19  | 合 計                   |           | 71,319,914    | 70,515,034 | 98.87      | 72,490,840    | 71,766,410 | 99.00      | 1,251,376  | 1.77        |         |        |

## 市税収入の変遷



# 吹 田 市 市 税 審 議 会 規 則

|     |                    |              |
|-----|--------------------|--------------|
| 制 定 | 平成 2 4 年 6 月 1 日   | 吹田市規則第 5 3 号 |
| 改 正 | 平成 2 8 年 3 月 3 1 日 | 吹田市規則第 2 4 号 |
| 改 正 | 令和元年 6 月 2 5 日     | 吹田市規則第 1 号   |
| 改 正 | 令和 6 年 3 月 2 9 日   | 吹田市規則第 3 2 号 |

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 3 2 年吹田市条例第 3 0 2 号）第 3 条の規定に基づき、吹田市市税審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市税の賦課徴収について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 租税に関し専門的知識を有する者

(3) 市内の商工業に関し専門的知識又は経験を有する者

(4) 消費生活に関し専門的知識を有する者

(5) 労働者の生活、労働条件その他労働に関し専門的知識を有する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、7 月 1 日以外の日に委嘱する場合の任期は、その委嘱の日からその後 1 年を経過した日以後における最初の 6 月 3 0 日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、税務部市民税課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に在任する吹田市市税審議会規程を廃止する告示（平成24年吹田市告示第208号）による廃止前の吹田市市税審議会規程（昭和32年吹田市告示第51号）（以下「旧規程」という。）第3条第1号に規定する委員は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、辞任により退任する場合を除き、その任期の末日まで在任するものとする。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規程第3条第2号に規定する委員（以下この条において「旧委員」という。）である者は、この規則の施行の日に、委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間とする。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第32号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて

### 1. 市税審議会の傍聴の基準

市税審議会の会議は、原則として市民の傍聴を認めることとします。

ただし、会議が次のいずれかに該当する場合は、会長が審議会に諮って傍聴を認めないことができるとします。

- (1) 会議において吹田市情報公開条例第7条（公文書の公開義務）各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

### 2. 傍聴の要領

#### (1) 傍聴席の区分

傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けることとします。

#### (2) 一般席の傍聴人の定員

- 1) 傍聴人の定員は、6名とします。
- 2) 傍聴希望者（報道関係者を除く）が上記1)に規定する定員を超えた場合、会長が審議会に諮って決定します。

#### (3) 一般席の傍聴の手続

- 1) 傍聴希望者は、住所、氏名を傍聴人受付簿に記入します。
- 2) 傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から開催時刻まで行います。

#### (4) 傍聴人の守るべき事項

- 1) 傍聴人に配付する会議の参考資料は、退室の際、事務局に返還すること。
- 2) 公然と意見を表明する等会議を妨害しないこと。
- 3) 会議の様子を撮影し、録音しないこと。
- 4) その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

### 3. 傍聴に関する会長の職務

#### (1) 会場の秩序維持

傍聴人がその守るべき事項に違反するときは、会長はこれを注意し、なおこれを改めないときは、退場を命じることができることとします。

- (2) この取扱いに定めるもののほか、傍聴の取扱いに関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとします。

上記の(2)については、出席委員の過半数で決して行います。可否同数のときは、会長の決するところにより行います。